

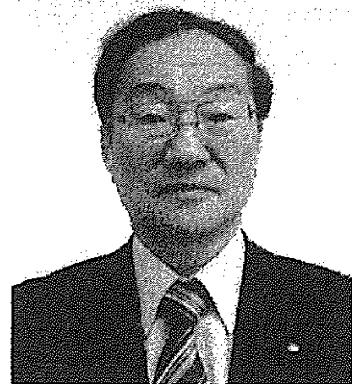
平成24年第4回江差町議会定例会資料

資料1：固定資産評価審査委員会委員に関する資料【同意第1号関係】	P 1
資料2：人権擁護委員に関する資料【諮問第1号関係】	P 3
資料3：全国町村長大会決議重点意見	P 5
資料4：全国町村長大会特別決議	P 12
資料5：国・道等への要望状況等一覧（9月～11月）	P 13

氏 名 わか はま ひろし
若 濱 博

生年月日 [REDACTED]

住 所 江差町字 [REDACTED]



最終学歴 平成24年 3月 法政大学法学部法律学科卒業

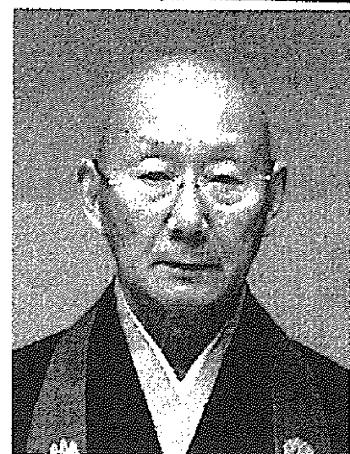
職歴等 昭和42年 4月 ~ 現在 江差信用金庫職員
平成5年 7月 ~ 平成18年 5月 江差信用金庫常勤理事
平成18年 6月 ~ 平成23年 6月 江差信用金庫常務理事
平成23年 6月 ~ 現在 江差信用金庫専務理事

公職歴等 平成10年 4月 ~ 平成22年12月 江差町文化会館運営委員
平成12年12月 ~ 平成22年11月 江差町港湾審議会委員
平成21年12月 ~ 現在 江差町固定資産評価審査委員（1期）

氏名 松村俊昭

生年月日 [REDACTED]

住所 檜山郡江差町 [REDACTED]



最終学歴 昭和40年 3月 駒沢大学文学部英文学科卒業

職歴等 昭和40年 4月～昭和49年 3月 今金町立今金中学校教諭
昭和49年 4月～昭和52年 3月 江差町立江差中学校教諭
昭和52年 4月～昭和52年 8月 正覚院役僧
昭和52年 9月～現在 正覚院住職

公職歴等 昭和56年 8月～現在 人権擁護委員（10期）
昭和59年10月～平成14年 9月 江差町教育委員会委員
平成 8年 5月～現在 歴史を生かす街並み景観審議会委員
平成10年 5月～現在 江差人権擁護委員協議会会长
平成13年 6月～現在 函館人権擁護委員連合会副会長

決議
重 点 意 見

平成24年11月21日

全 国 町 村 長 大 会

決 議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとつて極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、低迷を続ける経済情勢による税収の減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、さらにＴＰＰに関する議論の帰趨によっては、一層深刻な状況となることが懸念されてい る。

加えて、東日本大震災の被災地における本格的な復興をはじめ、わが国の再生を進めていくためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一 東日本大震災からの早期の復興をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
 - 一 真の地方分権改革を強力に推進すること。
 - 一 地方交付税を復元・増額するとともに、財源調整・財源保障の両機能を堅持すること。
 - 一 自動車取得税及び自動車重量税を見直す際は、町村の代替財源の確保を前提とすること。
 - 一 食料・木材自給率の向上により、農山漁村の再生・活性化をはかること。
 - 一 地域経済・社会の崩壊をまねくＴＰＰには参加しないこと。
 - 一 国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化をはかること。
 - 一 領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。
- 以上決議する。

平成24年11月21日

全国町村長大会

重 点 意 見

平成25年度政府予算編成及び各種政策の具体化にあたっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く意見を申し入れる。

記

1. 大震災からの復興と全国的な防災・減災対策の強化に関すること

(1) 復興対策への万全な措置

地域の復興が計画的かつ着実に行えるよう、医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援、農林水産業の事業再開への支援、公共施設の復旧等に万全の予算措置を講じること。

なお、全国の市町村からの職員派遣に係る財政支援を継続すること。

(2) 原子力災害対策

福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射性廃棄物の処理方針の確立に努めるとともに、原発の安全規制等を抜本的に見直すこと。

(3) 災害対策法制の必要な見直し

大震災等を教訓に、大規模かつ広域的な災害に対応できるよう、災害対策法制の必要な見直しをはかること。また、南海トラフで想定される巨大地震に対応する特別措置法等を整備すること。

(4) 防災・減災対策の強化

今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国的に実施する防災・減災等の事業に十分な財政措置を講じること。特に、災害対策本部や避難場所となる公共施設等の耐震化、高台移転を促進すること。

2. 町村自治の確立に関すること

- (1) 道州制は絶対に導入しないこと。
- (2) 国と地方の役割分担の明確化と権限移譲を推進するとともに、義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。
- (3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。また、国の出先機関改革については、拙速に進めることなく町村の意見を反映すること。
- (4) 地方公務員の新たな労使関係に関する制度改革は行わないこと。

3. 地方税財源に関すること

(1) 税制抜本改革における地方税源の堅持

今後の「税制に関する抜本的な改革」の検討にあたっては、現行の地方税源を堅持すること。特に、平成26年以降の個人住民税における住宅ローン控除の延長を行わないとするとともに、償却資産に係る固定資産税について、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。

(2) 自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保

自動車取得税及び自動車重量税を見直す際は、両税が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、代替財源の確保を前提とすること。

(3) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施できるようにするとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーを活用できるよう、地方税財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

(4) 地方交付税の充実強化

地方交付税の有する「財源調整機能」と「財源保障機能」を堅持し、社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

また、交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元・増額すること。

(5) 一括交付金化の慎重な検討

政令指定都市以外の市町村分への導入は、年度間の変動や地域間の偏在が大きいこと、総額確保の確実性等課題があること、加えて、都道府県や政令指定都市分の執行状況や改善意見も十分踏まえる必要があることから、「国と地方の協議の場」等において地方と十分協議するなど、極めて慎重に検討すること。

4. 医療保険に関するこ

- (1) 国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化をはかること。
- (2) 社会保障・税一体改革において、税制抜本改革時に行なわれた国保財政基盤の強化を確実に実施するとともに、国庫負担の拡充・強化により、将来に亘って持続可能な制度すること。
- (3) 市町村国保を都道府県単位に広域化し、制度運営の責任は都道府県が担うこと。
その際は、受診機会の相違等による保険料水準の格差に十分配慮すること。
- (4) 後期高齢者医療制度は定着しており、制度の見直しにあたっては、地方と十分協議するとともに、市町村国保の都道府県単位化に繋がるものとすること。

5. 農林水産業に関すること

(1) 戸別所得補償等の財源確保と法制化

米、畑作物、林業、漁業への戸別所得補償・直接支払については、他の農林水産予算を削減することなく財源を確保するとともに、安定的な制度とするため法制化をはかること。

(2) 国益と現場の意見を踏まえた農業交渉

例外なく関税や規制を撤廃し、地域経済・社会の崩壊をまねく TPP には、参加しないこと。

また、WTO、EPA等の国際貿易交渉にあたっては、農林水産業を犠牲にすることがないよう粘り強く交渉を進めること。

(3) 農林水産公共予算の復元

農林水産業・農山漁村の再生と国が掲げた食料・木材自給率の目標（50%）達成に不可欠な農林水産公共予算を平成21年度水準に復元すること。

6. 領土・外交問題に関すること

(1) 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

(2) 我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

(3) 尖閣諸島は我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。

国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。

特 別 決 議

我々は平成20年の全国町村長大会特別決議以来、一貫して道州制の導入には反対してきた。

なぜなら、道州と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いこととなれば、我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの農山漁村の自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながるからである。

現存する町村と多様な自治のあり方を決して否定してはならない。

一方、これまでの道州制論議は、国民的な議論がない中で、現行の都道府県制度のどこにどういう問題があるのか、道州制は一体何をもたらすのか、道州制での国と道州、基礎自治体の具体的な役割、税財政制度等について明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけを先行させ、主権者たる国民の感覚からは遊離したものとなっている。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものである。また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も拡がり、道州と住民の距離が遠くなつて、住民自治が埋没する懸念すらある。

もとより、どの地域においても国民一人ひとりが安心して暮らすことのできる国土の多様な姿に見合った多彩な市町村の存在こそが地方自治本来の姿であり、この国の活力の源泉であることを忘れてはならない。

よって、我々は、改めて道州制の導入に反対していく。

平成24年11月21日

全国町村長大会

【平成24年度 国・道等への要望等状況一覧】

(平成24年9月1日～平成24年11月30日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
主要道道江差木古内線整備促進期成会	<p>【要望事項】</p> <p>1 道路整備の安定的な財源確保等について 2 主要道道江差・木古内線の整備促進について <江差町地区> 陣屋・樺川線の道道昇格について</p>	北海道建設部	10月18日 札幌
檜山町村会	<p>自民党北海道支部連合会意見交換会 <江差町要望抜粋></p> <p>1 町道陣屋・樺川線の整備に対する北海道の支援について 2 道立江差病院の機能充実について</p>	自民党北海道支部連合会	11月16日 江差町
檜山町村会 渡島町村会 函館市 北斗市	<p>【要望事項】</p> <p>北海道教育大学函館校の教員養成機能等の維持について</p>	北海道教育大学	11月28日 札幌
町単独	中部国際空港(株)・豊臣機工・トヨタ車体・魚国名古屋本部・刈谷ハイウェイ・新三商事訪問		9月30日～10月2日 愛知県